

令和5年度 四国中央市人権施策推進協議会 会議録

開催日時：令和6年3月28日（木） 13時15分～14時40分

開催場所：四国中央市役所 庁舎棟5階 庁議室

公開又は非公開の別：公開

出席者：高橋 誠会長、山田政春副会長、橋本裕式副会長、青木 巧委員、鈴木孝子委員
藤川和章委員、篠永一成委員、石川繁子委員、鈴木一弘委員、越智義文委員
高橋友一委員、真鍋絵美委員 以上12名

事務局：藤田 泰（総務部長）、川上祐志（人権施策課長）、山内政樹（人権施策課課長補佐）

会次第

1. 開 会 （会議進行：人権施策課長）
2. 副市長あいさつ
3. 委員自己紹介
4. 役員選出
5. 議事（進行：高橋会長、内容説明：人権施策課担当）
 - ①令和5年度 四国中央市人権施策推進プラン取組状況報告について
 - ②令和6年度 四国中央市人権施策推進プラン（案）について
 - ③その他

事務局

定刻となりましたので、四国中央市人権施策推進協議会を開会します。
まずはじめに、高橋副市長よりごあいさつを申し上げます。

副市長

副市長あいさつ

事務局

委員の欠席報告でございますが、原田委員、阪中委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

ここで、今年度は役員改選の年でしたので、新たに委員になられた方もおられます。簡単に一言、自己紹介をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、人権対策協議会会長 山田委員から時計周りで順番にお願いします。

各委員

自己紹介

事務局

ありがとうございました。

先ほど申し上げたとおり、本日お集まりいただいている皆様は、本年度に各団体からの推薦及び公募にて新しく委員になられた方々ですので、協議会規則により本会の会長と副会長を選出する必要がございます。

選出の方法はいかがいたしましょうか。

(事務局一任の声あり)

事務局にお任せいただけるとのことですので、会長は高橋副市長に、副会長には、人権対策協議会会長、人権教育協議会会長にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(賛成の拍手あり)

会長に選出されました、高橋副市長、会長席に移動をお願いします。

高橋会長、ひとことごあいさつをお願いします。

(高橋会長あいさつ)

続いて、山田副会長・橋本副会長にもごあいさついただきます。山田副会長からお願いします。

(山田副会長、橋本副会長あいさつ)

ありがとうございました。

それでは議事に移ります。協議会規則により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を高橋会長、よろしく願いいたします。

会長

議事に入ります前に、協議会規則により、本日の出席委員が過半数に達しておりますので、本会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

それでは、議事に移ります。

議事① 令和5年度四国中央市人権施策推進プラン取組状況報告書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、令和5年度の人権施策推進プラン取組状況報告について説明いたします。

資料1 令和5年度人権施策推進プラン取組状況報告書をご覧ください。

まずこちらの資料の表紙をめくっていただくと、1ページ「推進プランの概要」について、説明いたします。

四国中央市における「人権の尊重のまちづくり」を推進するため、平成23年に「人権施策基本計画」が策定され、この基本計画に基づいて、市のさまざまな事業における具体的な人権施策を示したものが、「人権施策推進プラン」になります。現在の物はお手元資料2の令和5年度人権施策推進プランがこれに当たります。

この推進プランの個々の事業につきましては、毎年各部署において点検を行い、変更や改善点を抽出することで、さらに充実した取組となるよう、適宜、修正・変更を行っております。

次に取組状況について、推進プランの進行管理に基づき、令和5年度分を取組状況がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

令和5年度中の取組状況は、すべての部署において「共通課題」及び「さまざまな課題」への取組、両方ともに、おおむね計画どおりに実施されています。

報告事例の中から抜粋して、6課の取り組みを紹介させていただきます。

引き続き資料1と、参考資料をご用意ください。

資料2 ページの上から2段目、選挙管理委員会からの報告ですが、さまざまな課題の「高齢者」や「障がいのある人」を対象に、投票支援カードとコミュニケーションボードを作成し、障がい福祉事業所等に郵送した上で、投票手続きが行いやすくなるよう努めたとの報告がありました。

参考資料に両面印刷で支援カード等の写しをつけております。なお投票支援カードにつきましては、令和5年4月に行われました、愛媛県議会議員選挙において、28名の利用があったとのことです。

資料5 ページの一番下の段、市民部生活環境課の報告ですが、さまざまな課題の「高齢者」や「障がいのある人」を対象とした「安心ふれあいごみ収集事業」について、今後対象となる方が増えていくことが予想されるため、現状と利用者の増加を注視し、収集体制の見直しが必要となった場合は、弱者の立場に立って業務に取り組むことが重要であるとの報告がありました。

この事業の利用者数は、高齢者83名、障がいのある方36名の計119名となっております。

資料7 ページ一番下の段、福祉部生活福祉課の報告ですが、さまざまな課題の「障がいのある人」への取組について、これまでは合理的配慮が義務ではなかった民間の事業者に対しても、令和6年4月1日に施行される改正障害者差別解消法により、合理的配慮の提供が義務化されるものの、関心や理解が低いことから、イベントの機会などを活用して、今後一層の啓発を行っていくとの報告がありました。

資料1 1 ページ4段目、建設部都市計画課の報告ですが、さまざまな課題の「障がいのある人」「子ども」「高齢者」への取組として、道路、公園遊具の新設については、ユニバーサルデザインを重視し、誰もが利用しやすい施設となるような取組を行っている上に、既存の施設についても、より利用しやすい施設へ改善していく必要性があるとの報告がありました。

また同じページ一番下の段、建設部建築住宅課から、共通課題の「ユニバーサルデザインに配慮した施設整備」では、今後の市営住宅の計画及び設計においては、高齢者及び障がい者にも配慮した住環境の整備が求められるため、技師及び施設管理者の意識向上に取り組み、設計協議においてユニバーサルデザインに配慮すべき項目をわかりやすく提案するとの報告がありました。

資料1 3 ページ2段目、教育指導部学校政策課の報告ですが、さまざまな課題の「インターネットによる人権侵害」への取組として、インターネットを通じた差別が増加していることから、先生方が研修を深めるとともに、学校で差別を見抜き、差別を許さない児童・生徒を育成するための支援を関係課と協力して、指導とシステムの面から実施していくとの報告がありました。

そのほかには、報告書に記載はありませんが、就学前施設から、家庭訪問をした際に、身元調査おことわりステッカーを玄関先に貼付している家庭が増えているように感じるとの報告もありました。

以上のほか、各部署における取組状況の詳細については、資料2 ページから15 ページまでに

掲載しております。なお報告の中では、施策の推進にあたり、社会状況の変化に対応すべく、事業内容の質的な向上を図ることなど、次年度へ向けて改善を要する部分もあるとの報告もございました。

次に、同じ資料の16ページをお開きください。推進プランの一部変更について説明させていただきます。

推進プランにおける個々の事業については、担当課において毎年見直しを行い、新設や廃止等の修正を行います。

プランの課題別変更点の内容は、施策の内容等について表現の修正を行ったものが6件ありました。変更点についてご説明させていただきます。これは後ほどの議事となります、資料3の説明とも重なります。

資料16ページの共通課題2 人権施策課の人権・同和教育職員研修事業については、最後の2行を追記し、人権に関する資料を充実させ活用していきたいと存じます。

同じページの共通課題10 人権啓発事業については、これまでは、啓発資料の配布としていたものを、ハローワークや法務局、人権擁護委員の皆さんなど、他の団体と連携して、市内の企業などに啓発事業を実施し、人権意識の高揚を図っていくというように、取組方法を具体的に變更いたしました。

資料17ページの共通課題78 保育幼稚園課の地域とのかかわりについては、施策の内容が一部あらためられています。

同じページのさまざまな課題「子ども」21 こども家庭課の母子・父子自立支援相談事業については、サービスや制度をわかりやすく案内するために「ひとり親家庭等サポートブック」という冊子を作成し、相談に来られた方への説明に用いたり、配布するとの内容変更がありました。参考資料に、ひとり親家庭等サポートブックの冊子をつけています。

資料18ページのさまざまな課題「子ども」43 建設課の交通安全施設整備事業については、子どもを見守る工事現場の取組を積極的に促すことが追記されています。

同じページのさまざまな課題「性的マイノリティ」3 性的少数者への理解の増進については、これまでは施策の担当課が、人権施策課のみでありましたが、生涯学習課、学校教育課、保育幼稚園課を追加し、関係部署と協力し、性的少数者への理解に関する取り組みを積極的に進めてまいりたいと思います。

各施策の個々の変更点については、資料16ページから19ページまでに掲載しているとおりでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。これについて、ご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いいたします。

副会長

まず資料1の12ページの生涯学習課の様々な課題について、頑張っているが、実施状況が二重丸ではなく一重丸という厳しい評価になっています。あえてここに書かないといけなかった内容というのは結構深刻だと思います。「様々な人権課題の内、同和問題に対する拒否意識のようなものが垣間見られる場合がある。特に同和問題については長年取り組んできた部落差別の解消に至っていないことを受け、同和問題の推進に疑問を持つ方も少なくない。このような方への啓発方法を確認することが必要だと考える。これまでどおり、一步一步丁寧な取組を行っていきたい。」一生懸命やっただけでも、進んだという風には実感できていない。市民の人権意識を高める、また差別をなくそうとする生き方を貫いていくというのは学校教育、社会教育が担っていますと、学校教育の方が就学前、小中学校を中心に先生方の研修など年間を通して本市はしているし、成果が見られるのはいいと思いますが、一方社会教育の方がここに書かれてあるような同和問題に対する拒否意識、表面上は昔のように露骨な差別は見えなくなっただけにあたかも差別がなくなったかのような意識、または無関心、それを装った状態でそれで本当に差別がなくなったのであれば問題はないんだけど、特に結婚においては今でも結婚差別がいくつも起きているし、被差別部落の近隣の地域においては何百年経っても婚姻が一つもない。結婚差別も起こらないというほどの厳しい、昔と何にも変わらない差別の実態が残されています。そういうところに目を向けた時にもう同和教育はしないでいい、部落差別がなくなってもいるんじゃないかというような、また寝た子を起すなというようなことを平気で言う人も少なくありません。そういう差別を残している多くの人たちに対する意識をどう変えていくかが大きな課題だと思います。生涯学習課がたくさん用意してある施策も確実にこなしてたくさんの人も集まって来てくれるんだけど、学校教育課の共通課題のところにも人権意識の非常に高い方とそれほどではない方がいるということをあえて言われているが、一生懸命学んで変えていこうとする先生方とか市民の方は確かにいて、進んでいる部分もあるんだけど一向に差別をなくそうとする意識が高まらない。生き方を変えようとしなくていい人たちがまだたくさんいるという現実を見過ごすわけにはいかない。そういう意味で一つは生涯学習課が担当している公民館活動の中で公民館を利用する市民の学習というのを確保する対策があるのではないかとこの点があります。

それと、この資料1の16ページの行政職員の人権意識、感性を高める研修ということで先ほど副市長から説明があったように山田会長を4回招いての講演会を聞くことができたというのは非常に大きな成果だと思うんですが、前回の市民意識調査の時に、行政職員の意識調査もやって、それを比較、検討した時に、教職員の意識と行政職員の意識に大きな差があると出たんです。身元調査おことわりステッカーの話が出た時も教職員は結構貼っていた。でも、肝心の行政職員がステッカーを貼っていなかった。何で自分の市の活動に行政職員が賛同してステッカーを貼らないのかということもあつたりしましたが、来年また市民意識調査があるときにそれも結果が出ると思うが、そういう意味で人権施策課を中心に行政職員の研修というのが積み上げられているのはわかるんですが、今でもステッカーを貼るとする市の施策に賛同して協力する行政職員がこの4年間で育ってきたのかというのが気になります。

それともう一つ、企業啓発。企業啓発に力を入れて行うことについては、企業が人権問題の研

修を行うと心強い。

転入してきた教員や市職員には研修を行っているが、高校を卒業したら人権・同和問題の学習機会が無いという若い人がいるので、企業の中でも若い人に啓発することが望ましい。

人権教育協議会の中に企業等分会というのを設置しているが、パンフレットの配布や資料の紹介を行うだけで反応が悪い。どのようにすれば、企業が主体性を持ち、研修を行ってもらえるか、市のバックアップが欲しいところだ。

会長

今のご意見に、事務局から回答はありますか。

事務局

市内には公民館が20館あり、サークルなどの利用団体へは研修を行って来ていると思うが、全てではないように思われるので、行きわたるように取組を行います。

寝た子を起こすなどか、同和対策事業に対する間違った理解など、制度の歴史的背景など、どのように積み上げてきたのかをまとめた資料もあるので啓発に使用し、少しでも同和問題に対する理解と、意識を変えられるように徐々に変えられるようにやっていきたいと思っています。

企業啓発については、ハローワーク等と連携して啓発活動を実施していきます。業務連絡会議など、企業には人権啓発推進委員もいるので、ハローワークと協議しながら徐々に広めていけるような努力をしていきたいと思っています。各課と連携もしながら、取り組みをやっていかないとはいけません。

市職員の意識については、上がってきているように思われます。

参加型の研修を行った際に、マンション住まいのため、身元調査おことわりステッカーを貼ることが難しいと考えていたが、大家さんと交渉して気持ちよく貼らせてもらったという事例もあり、一つひとつの積み重ねが大切です。

副会長

生涯学習の拠点となる公民館での研修については、館によっても格差があるということで終わらせると、進歩がない。

川之江、新宮、三島地域の公民館は館長が教員や市職員の経験者が務めており、現役時代に人権・同和研修を積んだ方であるが、土居の公民館長は民間出身者が多いため、人権・同和研修を受けていない場合がある。

公民館を新築する際に、今でも被差別地区と一緒にするのは嫌だという意見もあった。公民館長の選任方法を市内で統一できないだろうか。

委員

公民館によっても人権問題への取り組みに差があるように感じています。

企業啓発については、先日ある若いお母さんと話をする機会があり、その方は自分たちは小中高と人権について勉強してきたが、社会にでると心が崩れる。よく周りを見渡したら昭和の世代

の方ばかり。昭和世代の人への研修をどのように行うかが課題であることを、若い人の生の声を聞いて感じました。また、法務局、人権擁護委員協議会も管轄は違うが、連携すると明記していただいたので、市と協力して啓発活動をしていきたいと思う。管轄が違うからといって隔てることなく手をつないでやっていけたらと思います。

委員

法務局でも企業への啓発については、以前から力を入れているが、実績が上がっていない。ホームページにも申請様式を置いているが、実際に申し込みがゼロというところにつきましては、まだまだ周知が足りないのかなと思っています。人権擁護委員も人権擁護委員協議会も企業研修担当がいて、実際に松山などで研修を受けたりもしています。引き続き四国中央市と連携して、法務局人権擁護委員共々、企業研修には力を入れていきたいと思っていますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

委員

昨年、PTA会長として県の人権研修会に参加させていただいて、そこに集まっていたのが各団体のリーダーさんたち。正しいということはわかっているけど、身元調査おことわりのシールが貼れないと言っていた。体験学習というのをやって、体は男性なんだけれど、スカートを履いて会社に行きたいという相談があったらどうしますか。正しいことはわかるけれど言えない。そういう人権の意識が高い団体の長の方でもそういうことを言っていて、そんなのでは勉強会をしても意味がないのかなと残念だった。昭和世代の方たちは勉強はしてこられているけれど、一歩踏み出せない人がいる。実際の声聞いて、自分のこととして捉えていただきたい。

以前は学校の文書でも性別の記載欄があったが、橋本副会長が働きかけてくれたことにより、記載欄が無くなった。理解のある人が増えてほしい。

会長

今、それぞれが話し合いをしていただいたこと、市の立場からすると、昨今の人権の概念が非常に広がっている。いろいろ話を聞いていて、企業や職員に対する研修の方法として、人権施策課で取り組んでほしいのは、市役所の方でSDGsプラットフォームという組織を作っておりますが、SDGsの17の目標を実現するために多くの市内企業に集まってもらって定期的にワークショップや研修をしています。SDGs17の目標の中身を見ていくと、貧困をなくそうだとかジェンダー平等だとか人権に関わる部分がいくつもあるので、SDGsからのアプローチをしてはどうかと思う。人権・同和教育研修をしましょうという話を企業側に話を持っていくと、忙しいからと断られるかもしれないが、内容がSDGsだと喜んで来る。時代にキャッチアップしているという会社の姿勢を見せるのに非常に都合がいい。大企業なんかは会社のパンフレットに当社はSDGsに取り組んでいますとマークを入れている。政策推進課がSDGsの担当をして、多くの企業を集めて定期的に会をしており、理念的な話ばかりになるが、世界的な情勢を学ぶ部分とジェンダー平等など、その中に30分でもいいから、市の社会教育指導員がこういう人権問題が話題になっていますよね、こういう取り組みをしないといけないですね、と組み込ま

せてもらえたらどうかと思います。

各社ともSDGsには敏感であり、SDGsだと集まる。今後の課題として部落差別がありません、今世界的になっているジェンダーの関係。LGBTQの内容を組み合わせできないかと、政策推進課に伝えてもらいたい。

合併から20年が経過し、館長と主事のあり方については、土居地域では従来の方式を尊重してやってきたが、歪みが出てきたと館長さん主事さんからの声が届いているので、人材のあり方についても人事課や生涯学習課と相談したいと思っています。

委員

今、副市長の方からSDGsの話があったところですが、企業に対する啓発のコンテンツの一環としまして、法務局のホームページ内にある、企業に求められるビジネスと人権への対応の動画等見ていただいて、またこれらを活用できないかと市の方でも考えていただければと思います、紹介をさせていただきます。

副会長

SDGsは企業のイメージアップにつながるが、企業はセクハラとパワハラに悩んでいる。SDGsを人権・同和教育につなげていきたい。

委員

コロナ前の話ではあるが、市内の企業の本社と支店をリモートでつないで、研修を実施したこともある。企業から人権問題に取り組むきざしが見えてきたように思えた。

会長

それぞれ貴重なご意見をありがとうございました。令和5年度を取組状況の報告については、それぞれ意見を賜りましたので、令和6年度に先ほど賜った意見を今すぐ反映はできていないですが、それを加味して、実際の人権施策推進プランを行う時には、強調しながら取り組んでいきたいと思っています。

議事2 令和6年度四国中央市人権施策推進プラン（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局

令和6年度の人権施策推進プランにつきましては、先ほど資料1の16ページ以降でご説明いたしました、プランの課題別変更点を冊子に反映したものとなっています。

資料3をご覧くださいと存じます。

資料4ページをお開きください。共通課題2番と10番、人権施策課の担当する施策の内容を変更して、記載しています。

続いて10ページ 共通課題78番、保育幼稚園が取り組む施策内容を変更しています。

続いて18ページ さまざまな課題（3）こども21番、こども家庭課の施策内容を変更してい

ます。

続いて20ページ さまざまな課題(3) こども43番、建設課の施策内容を変更しています。ここは資料9ページの共通課題67番とも重なります。

続いて30ページ さまざまな課題(11) 性的マイノリティ3番、施策に取り組む担当課をこれまでの人権施策課に加えて、生涯学習課、学校教育課、保育幼稚園課の3課を追加しています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会長

議事2について事務局より説明がありましたが、ご意見等はありませんか。

委員

LGBTQのことがよくわからない。

副会長

当事者の話をよく聞くことが大事です。

委員

我々の頃はそういう人がいなかったから、よくわかりづらい。

委員

いなかったわけではなく、言えなかったんだと思います。

委員

同和問題については、学校では学んでいないが、様々な研修を受けたので理解はしているが、LGBTQについては、自分の中にその感覚がないので、よくわからない。

委員

男らしく、女らしくという考え方が変化してきた。

委員

70年あまり生きてきたが、男は男らしく、女は女らしくと言われてきたから、急にLGBTQのことを言われても理解が追い付かない。

副会長

性的少数者については昔からいたと思うが、自分を閉じ込めておくしかなかった。人口の3%から10%がそうであると言われていたが、なぜ手を上げられないのか。LGBTQについてしっかり学ぶことで、その人たちがしっかり自分を表現できるような地域、社会、国をつくっていつ

たらその人たちが躊躇することなく、私はこうだとアウトティングできる。

委員

なかなかこれを理解するのは難しいと思う。私も同じく、男は男らしく、女は女らしくという教育を受けてきたので。

副会長

国会議員でも、性的少数者に対して暴言ともとれる発言をする人がいる。

委員

特に保守系の議員に多いように思う。

委員

否定せず、認めていただけるようお願いしたい。

委員

今、テレビやマスコミにも取り上げられている。

男同士、女同士の結婚について裁判をしたり、時代や世界が変わってきている。

事務局

LGBTQに関する研修にも、ご参加いただきたい。

委員

部落問題については、研修会などで何回も聞いてきているからなんとなくわかるが、LGBTQのことは本当に難しい。

委員

本日の会議とは趣旨が異なるのだが、自治会が成り立たなくなっている。マンションの入居者は自治会に入らず、災害時はどうなるのか。行政で何とかならないか。

会長

自治会の加入率の低下については、認識している。令和5年度に実態調査も行っています。

市報については、市内約38,000世帯のうち自治会加入済の約30,000世帯にしか配布されておらず、未加入世帯は自治会管理のごみステーションも利用できないことから、自分でクリーンセンターに搬入されている家庭もあるそうです。

組織にしばられたくないという人が増えているうえに、自治会加入を声高に呼びかけると余計に離れていくのではないかと考えられます。

非常に活発に意見交換していただけたと思います。こういうかたちで多方面からの課題など

もよくわかっていただけたと思います。我々市も、令和6年度の人権施策の推進ができるよう反映していけたらと思います。それぞれ、皆さんも当事者として各団体、各地域において推進の先導者としてご活躍いただけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

事務局

再び事務局に引き継ぎます。

本会の会議録につきましては、後日郵送させていただき、ご確認をいただいたのちに、市ホームページにて公開いたします。

本日はどうもありがとうございました。